

# 第1編 総則

第1部 総則 .....	1-1
第1章 計画の目的等 .....	1-1
第1節 計画の目的 .....	1-1
第2節 計画改定の考え方 .....	1-1
第3節 計画の構成と内容 .....	1-2
第4節 他の計画及び諸法令等に基づく計画との関係 .....	1-2
第5節 計画の習熟 .....	1-2
第2章 計画の基本的な考え方 .....	1-3
第3章 防災責任者等の処理すべき事務または業務の大綱 .....	1-4
第1節 町 .....	1-4
第2節 県 .....	1-5
第3節 指定地方行政機関 .....	1-6
第4節 自衛隊 .....	1-9
第5節 指定公共機関 .....	1-10
第6節 指定地方公共機関 .....	1-10
第7節 その他防災関係機関 .....	1-11
第8節 町民及び事業所等 .....	1-11
第4章 町における地域の過去の地震災害・風水害と災害危険性 .....	1-13
第1節 町の概要 .....	1-13
1. 位置・面積 .....	1-13
2. 町の沿革 .....	1-13
第2節 自然条件 .....	1-13
1. 気象 .....	1-13
2. 地形 .....	1-13
3. 地質 .....	1-14
4. 災害素因分類 .....	1-15

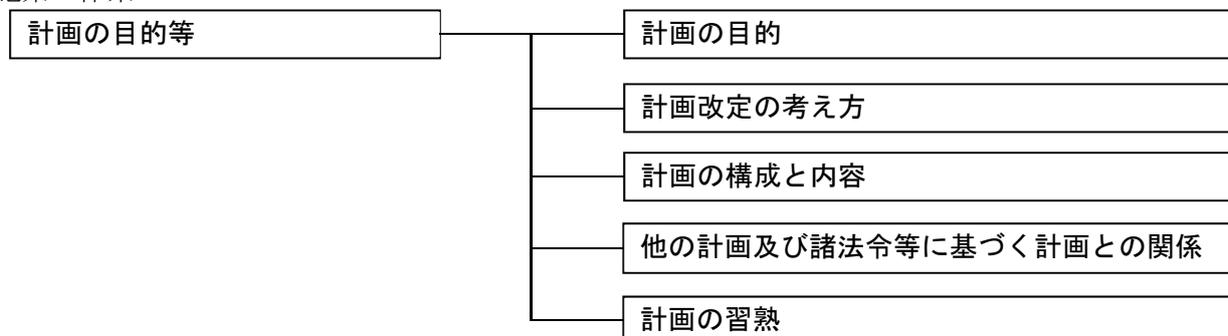
5. 地盤種別区分 .....	1-17
6. 液状化 .....	1-17
7. 活断層 .....	1-17
<b>第3節 社会条件 .....</b>	<b>1-18</b>
1. 人口の動向 .....	1-18
2. 土地利用 .....	1-18
3. 施設の状況 .....	1-19
4. 出火要因の分布 .....	1-20
5. 延焼要因の分布 .....	1-21
<b>第4節 過去の地震災害 .....</b>	<b>1-23</b>
<b>第5節 過去の風水害 .....</b>	<b>1-24</b>
<b>第6節 地域の危険性の把握 .....</b>	<b>1-26</b>
1. 水害・土砂災害危険箇所 .....	1-26
2. 土地利用の変遷に伴う災害危険性の蓄積等 .....	1-26
3. 地域の区分と特性 .....	1-27
4. 地域別総合的災害危険特性の把握と整理 .....	1-28
<b>第5章 想定地震と被害想定 .....</b>	<b>1-29</b>
<b>第1節 想定地震 .....</b>	<b>1-29</b>
1. 対象地震 .....	1-29
2. 地震の発生季節等 .....	1-29
3. 気象条件 .....	1-29
<b>第2節 被害想定 .....</b>	<b>1-30</b>
<b>第6章 防災施策の基本方針 .....</b>	<b>1-35</b>
<b>第1節 基本方針 .....</b>	<b>1-35</b>
<b>第2節 主要施策 .....</b>	<b>1-37</b>
1. まちの防災機能の向上 .....	1-37
2. 応急対応力の強化 .....	1-37
3. 地域に根差した防災力の向上 .....	1-37
4. 迅速な復旧・復興対策 .....	1-37
<b>第3節 町の防災施策の体系 .....</b>	<b>1-38</b>
<b>第7章 計画目標 .....</b>	<b>1-39</b>
<b>第1節 基本方針 .....</b>	<b>1-39</b>
<b>第2節 具体的目標 .....</b>	<b>1-39</b>
1. 住宅及び特定建築物の耐震化の促進 .....	1-39

2. 地域防災の要となる人材の育成 .....	1-39
3. 協定内容の定期的な点検 .....	1-39
4. 要支援者個別避難計画の作成 .....	1-39
5. 防災拠点の代替え施設の整備 .....	1-39

# 第1部 総 則

## 第1章 計画の目的等

＜施策の体系＞



### 第1節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定に基づき、鋸南町防災会議が作成する計画であって、鋸南町（以下「町」という）の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、各防災関係機関等その有する全機能を有効に発揮して町民の生命、財産を災害から保護することを目的とする。

### 第2節 計画改定の考え方

東日本大震災ほか近年の災害事例では、従来の地域防災計画について、被害予測の精度や想定外の災害に対する備え、避難対策、災害対策本部の体制、住民の防災意識の向上等について、様々な課題を目のあたりにさせられた。そのため、今回の地域防災計画改定にあたっては、これらの課題に対してひとつずつ対応を検討し、実効性ある防災体制の再構築を行い、住民の安全・安心を確保する。

特に、平成7年の阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者の救助は近隣の人達によるものが最も多かったこと、平成23年の東日本大震災でも、長期化する避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献したことが明らかになっている。全国的には都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれているが、「自分たちの地域は地域のみinnで守る」という共助の考え方の重要性を再認識し、防災リーダーの育成、自主防災組織の結成支援、組織機能の強化を促進し、地域の防災力を強化する必要がある。

また、東日本大震災では想定を上回る災害から命を守る対策を考えておく必要性が明らかとなった。そのため、日ごろから行政と住民の間で災害に関するリスクと対応行動について情報提供や話し合い、必要に応じて住民が主体的に避難を行えるように防災体制を再構築する必要がある。

令和元年（2020年）9月9日に本県に上陸した令和元年房総半島台風（台風15号）は、県内10箇所において、観測史上1位の最大瞬間風速を更新する記録的な暴風をもたらした。長期間の大規模停電とそれに伴う広範囲に渡る断水が発生した。

さらに、令和元年（2020年）10月に発生した令和元年東日本台風（台風19号）、同年10月25日の大雨では、竜巻と推定される突風、河川の越水、土砂崩れなどにより大きな被害が発生した。

これらの災害経験から、新たな自然災害として、暴風による家屋等の倒壊、長期間の大規模停電やそれに伴う断水等に対する防災対策の強化が課題となった。

なお、本計画は今後も災害事例等をもとに内容の検証を行い、必要に応じて適宜修正を加え、実効性ある計画として内容を高めていくものとする。

### 第3節 計画の構成と内容

本計画は、第1編 総則、第2編 震災対策編、第3編 風水害等対策編、第4編 放射性物質事故編、第5編 大規模火災等編、第6編 公共交通事故等編 別冊資料編で構成される。

第1編 総則は、地域防災計画の概要及び防災に関する組織について定めた。

第2編～第3編 震災対策編、風水害等対策編は、地震災害、津波災害及び風水害等に対する災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画についてそれぞれ定め、その内容はおおむね次のとおりである。

(ア) 災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するため、平素において実施すべき諸施策並びに施設の整備についての計画とする。

(イ) 災害応急対策計画は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合にこれを防御し、または応急救助を行う等、災害の拡大を防止するための計画とする。

(ウ) 災害復旧・復興計画は、災害により被害を受けた各施設の原型復旧に合わせて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設または改良を行う等、将来の災害に備える事業の対策についての計画とする。

また、東海地震に係わる周辺地域としての対応計画は東海地震に対する警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止し、地震発生に当たっても被害を最小限にとどめることを目的とした計画である。なお、本町は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防御、円滑な避難の確保及び迅速な救助を目的とした、南海トラフ地震防災対策推進計画を定めた。

第4編～第6編 放射性物質事故対策計画、大規模火災等編、公共交通等事故編は、放射性物質事故、大規模火災等（大規模火災、林野火災、危険物等災害、油等海上流出災害）、公共交通等事故（海上事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故）など大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策について定める。

別冊資料編は、計画に係わる資料をとりまとめた。

### 第4節 他の計画及び諸法令等に基づく計画との関係

本計画は、町の地域に係る災害対策に関する総合的、かつ、基本的な性格を有するものであって、町の地域を包含する千葉県地域防災計画及び各防災関係機関等が作成する防災業務計画と矛盾または抵触するものであってはならない。

### 第5節 計画の習熟

各機関は、平素から調査研究、訓練その他の方法により、本計画の習熟に努めなければならない。

## 第2章 計画の基本的な考え方

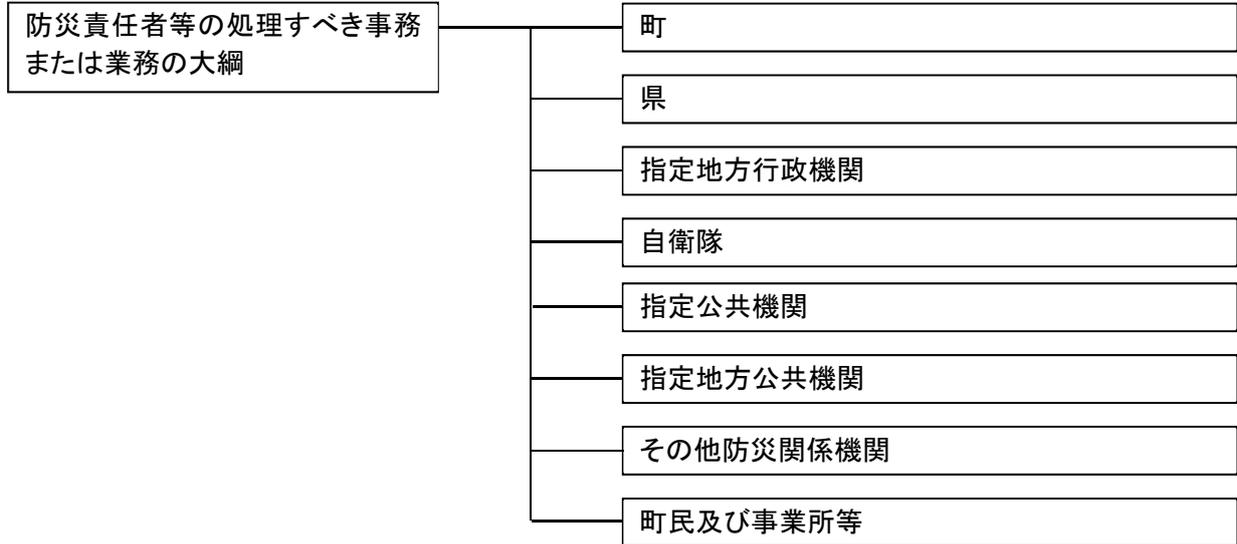
---

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、**千葉県及び鋸南町国土強靱化地域計画との整合を図りながら**様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。

### 第3章 防災責任者等の処理すべき事務または業務の大綱

町及び防災関係機関が防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりである。

＜施策の体系＞



#### 第1節 町

表 1.3.1 町における業務または業務の大綱

機関の名称	業務または業務の大綱
町	(1) 鋸南町防災会議及び鋸南町災害対策本部に関すること (2) 防災に関する施設の整備に関すること (3) 町内にある公共的団体及び自主防災組織の育成、指導に関すること (4) 防災訓練の実施に関すること (5) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集に関する こと (6) 災害の防除と拡大防止に関すること (7) 警報の伝達ならびに避難情報等に関すること (8) 救助、防疫等災者の救助及び保護に関すること (9) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関するこ と (10) 被災産業に対する融資等の対策に関すること (11) 被災町営施設の応急対策に関すること (12) 災害時における文教対策に関すること (13) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること (14) 近隣市町との相互応援協力に関すること (15) 災害時における交通、輸送の確保に関すること (16) 被災施設の復旧に関すること (17) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること (18) 災害時における自衛隊の災害派遣要請の依頼に関すること (19) 被災者の生活再建支援に関すること (20) 義援金品の受領及び配布に関すること

安房郡市広域市町村圏 事務組合	(1) 消防事務（消防団事務を除く）及び救急事務に関すること (2) 火葬場施設・設備の維持・管理及び応急対策に関すること (3) 粗大ゴミ処理施設の維持・管理及び応急対策に関すること (4) 地域救急医療対策（夜間急病診療事業、在宅当番医制事業、及び病院群 (5) 輪番制方式による二次救急医療機関運営事業）に関すること
安房郡市広域市町村圏 事務組合 消防本部	(1) 災害及び2次災害の予防警戒及び防除 (2) 人命の救出、救助及び応急救護 (3) 消防、水防その他の応急処置 (4) 災害時の救助、救急、情報の伝達 (5) 危険物の安全確保のための指導
消防団	(1) 火災その他の災害の予防 (2) 救急及び救助に関すること (3) 危険物等の措置に関すること (4) 災害時の情報収集に関すること (5) 水防作業に関すること (6) 行方不明者の捜索及び死体の収容に関すること (7) 避難活動に関すること (8) その他の消防・水利に関すること
鋸南地区 環境衛生組合	(1) 施設の防災対策 (2) 災害時のがれき、し尿、ごみ等の処理
南房総広域 水道企業団	(1) 水道施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること

## 第2節 県

表 1.3.2 県における業務または業務の大綱

機関の名称	業務または業務の大綱
県	(1) 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること (8) 被災県営施設の応急対策に関すること (9) 災害時における文教対策に関すること (10) 災害時における社会秩序の維持に関すること (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること (12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること (13) 被災施設の復旧に関すること (14) 市町村が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること (15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること (16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること

	(17)被災者の生活再建支援に関すること (18)市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること
安房地域 振興事務所	(1) 町が処理する事務、事業の指導及びあっせん (2) 災害に関する情報の収集、伝達及び指示 (3) 災害救助に関する連絡、調整 (4) その他の災害の防除と拡大の防止に関すること
安房土木事務所	(1) 県管理港湾及び海岸施設の保全と復旧 (2) 道路、橋りょう、河川の保全と復旧 (3) 災害時における水防情報の収集、報告及び応急工事の実施 (4) 水防に関する施設の整備
安房保健所	(1) 災害による傷病者への医療、救護活動の支援 (2) 災害時の防疫活動の対策 (3) 被災者の健康管理及び食品衛生指導 (4) 飲料水の安全確保対策 (5) 愛玩動物等の救助及び保護
安房農業事務所	(1) 林地及び林業用施設の保全と復旧に関すること (2) 保安林、保安施設の保全に関すること (3) 農業用施設の保全と復旧に関すること
館山水産事務所	(1) 漁船等の安全対策、漁場施設等の保全、産地卸売市場対策、災害による現地調査及び応急対策の指導 (2) 災害時に被災者、物資等の海送及び旅客運行への協力
南部漁港事務所	(1) 管内漁港の保全と復旧 (2) 管内漁港の応急対策 (3) 災害時における、被災者、物資等の海送移転等応急輸送対策への協力
警察本部 館山警察署	(1) 災害情報の収集 (2) 被災者の救出及び避難誘導、被災地の警戒 (3) 死体(行方不明者)の捜索並びに検視 (4) 交通信号施設の保全並びに交通規制 (5) 危険物、爆発物の保全 (6) 犯罪の予防等社会秩序の維持

### 第3節 指定地方行政機関

表 1.3.3 指定地方行政機関における業務または業務の大綱

機関の名称	業務または業務の大綱
警察庁 関東管区警察局	(1) 管内各警察本部の災害警備活動の指導及び調整に関すること (2) 管内各警察本部の相互援助の調整に関すること (3) 他管区警察局及び警視庁並びに管内防災関係機関との連携に関すること (4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること (5) 津波、噴火警報の伝達に関すること

<p>財務省 関東財務局 千葉財務事務所</p>	<p>(1) 立会関係 (ア) 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関する事 (2) 融資関係 (ア) 災害つなぎ資金の貸付(短期)に関する事 (イ) 災害復旧事業費の融資(長期)に関する事 (3) 国有財産関係 (ア) 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事 (イ) 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事 (ウ) 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡または貸付に関する事 (エ) 災害の防除または復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払または貸付に関する事 (オ) 町が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付または譲与に関する事 (カ) 町が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与に関する事 (4) 民間金融機関等に対する指示、要請関係 (ア) 災害関係の融資に関する事 (イ) 預貯金の払い戻し及び中途解約に関する事 (ウ) 手形交換、休日営業等に関する事 (エ) 保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関する事</p>
<p>総務省 関東総合通信局</p>	<p>(1) 電波及び有線電気通信の監理に関する事 (2) 防災行政用無線局、防災相互通信用無線局、災害応急復旧無線局及び孤立化防止用無線局の開設、整備についての指導に関する事 (3) 災害時における非常通信の確保に関する事 (4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する事 (5) 非常通信協議会の育成及び指導に関する事</p>
<p>厚生労働省 関東信越厚生局</p>	<p>(1) 国立病院の避難設備の整備及び防災訓練等の指導に関する事 (2) 災害時における国立病院収容患者の医療等の指示調達に関する事 (3) 災害による負傷者の国立病院における医療助産救助の指示調達に関する事</p>
<p>厚生労働省 千葉労働局 木更津労働基準監督署</p>	<p>(1) 工場、事業所における労働災害の防止に関する事</p>
<p>農林水産省 関東農政局 千葉県拠点</p>	<p>(1) 災害予防対策 (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施または指導に関する事 (イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事 (2) 応急対策 (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事 (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事 (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事 (エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事</p>

	<p>(オ) 土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に関する こと</p> <p>(3) 復旧対策</p> <p>(ア) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る 海岸施設及び農地、農業用施設等について特に必要がある場合の 緊急査定の実施に関すること</p> <p>(イ) 災害による被災農林漁業者等に対する資金融通に関すること</p> <p>(4) その他</p> <p>(ア) 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること</p>
林野庁 関東森林管理局 東京事務所	<p>(1) 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成に関すること</p> <p>(2) 災害復旧用材(国有林)の供給に関すること</p>
経済産業省 関東経済産業局	<p>(1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関する こと</p> <p>(2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること</p> <p>(3) 被災中小企業の振興に関すること</p>
経済産業省 関東東北産業 保安監督部	<p>(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気及びガス等の危険物等の保安に 関すること</p>
国土交通省 関東地方整備局	<p>管轄する道路、河川についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を 行うよう努める</p> <p>(1) 災害予防</p> <p>(ア) 防災上必要な教育及び訓練</p> <p>(イ) 通信施設等の整備</p> <p>(ウ) 公共施設等の整備</p> <p>(エ) 災害危険区域等の関係機関への通知</p> <p>(オ) 官庁施設の災害予防措置</p> <p>(2) 災害応急対策</p> <p>(ア) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等</p> <p>(イ) 災害対策の助言・協力</p> <p>(ウ) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等</p> <p>(エ) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握</p> <p>(オ) 災害時における復旧資材の確保</p> <p>(カ) 災害発生が予想されるときまたは災害時における応急工事等</p> <p>(キ) 災害時のための応急復旧資機材の備蓄</p> <p>(3) 災害復旧等</p> <p>(ア) 港湾施設、海岸保全施設及び空港施設等の整備に関すること</p> <p>(イ) 港湾施設、海岸保全施設及び空港施設等に係る災害情報の収集及 び災害対策の指導、協力に関すること</p> <p>(ウ) 直轄工事中の港湾施設、海岸保全施設及び空港施設の災害応急対 策に関すること</p>
国土交通省 関東運輸局	<p>(1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること</p> <p>(2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること</p> <p>(3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること</p> <p>(4) 災害時における応急海上輸送に関すること</p> <p>(5) 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること</p>

国土交通省 東京航空局	(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
国土地理院 関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること (3) 地殻変動の監視に関すること
気象庁 東京管区气象台 (銚子地方气象台)	(1) 気象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関すること (2) 異常気象時における気象予報及び警報等の発表・通報に関すること (3) 災害発生時における気象観測資料の提供に関すること
海上保安庁 第三管区 海上保安本部 (千葉海上保安署)	(1) 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること (2) 船舶交通の安全、危険を防止または混雑を緩和するための船舶交通制限に関すること (3) 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること (4) 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること
環境省 関東地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること (3) 放射性物質(2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る)による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること (4) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること
防衛省 北関東防衛局	(1) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること (2) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

## 第4節 自衛隊

表 1.3.4 自衛隊における業務または業務の大綱

機関の名称	業務または業務の大綱
自衛隊	(1) 災害派遣の準備 (ア) 防災関係資料の基礎調査に関すること (イ) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること (ウ) 鋸南町地域防災計画に合致した防災に関する訓練の実施に関すること (2) 災害派遣の実施 (ア) 人命または財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援または応急復旧に関すること (イ) 災害救援のため防衛庁の管理に属する物品の無償貸付譲与に関すること

## 第5節 指定公共機関

表 1.3.5 指定公共機関における業務または業務の大綱

機関の名称	業務または業務の大綱
東日本電信電話(株) エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ(株) (株)NTTドコモ (株)KDDI ソフトバンク(株)	(1) 電気通信施設の整備に関する事 (2) 災害時等における通信サービスの提供に関する事 (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事
日本赤十字社 千葉県支部	(1) 医療救護に関する事 (2) こころのケアに関する事 (3) 救援物資の備蓄及び配分に関する事 (4) 血液製剤の供給に関する事 (5) 義援金の受付及び配分に関する事 (6) その他応急対応に必要な業務に関する事
日本放送協会 千葉放送局	(1) 町民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事 (2) 町民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事 (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関する事 (4) 被災者の受信対策に関する事
東日本旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株)	(1) 鉄道施設の保全に関する事 (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
日本通運(株) 福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株)	(1) 災害時における貨物(トラック)自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
東京電力パワーグリッド(株) 木更津支社	(1) 災害時における電力供給に関する事 (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事
日本郵便(株)	(1) 災害時における郵政事業運営の確保 (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取り扱い及び援護対策 (ア) 被災地に対する郵便葉書等の無償交付に関する事 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事 (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関する事 (エ) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除に関する事 (オ) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事

## 第6節 指定地方公共機関

表 1.3.6 指定地方公共機関における業務または業務の大綱

機関の名称	業務または業務の大綱
公益社団法人 千葉県医師会	(1) 医療及び助産活動に関する事 (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関する事
一般社団法人 千葉県歯科医師会	(1) 歯科医療活動に関する事 (2) 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関する事
一般社団法人	(1) 医薬品の調達、供給に関する事

千葉県薬剤師会	(2) 薬剤師会と薬剤師との連絡調整に関すること
房州瓦斯㈱	(1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること
千葉テレビ放送㈱ ㈱ベイエフエム	(1) 町民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること (2) 町民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
一般社団法人 千葉県トラック協会 房州支部 一般社団法人 千葉県バス協会	(1) 災害時における貨物自動車(トラック)及び旅客自動車(バス)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
千葉県道路公社	(1) 所管道路の保全に関すること (2) 所管道路の災害復旧に関すること (3) 災害時における緊急交通路の確保に関すること

## 第7節 その他防災関係機関

表 1.3.7 その他防災関係機関における業務または業務の大綱

機関の名称	業務または業務の大綱
安房農業協同組合	(1) 農作物の被害調査等の協力に関すること (2) 農業者の災害対策等に関すること
鋸南町商工会	(1) 災害時における物価安定についての協力に関すること (2) 救助物資、復旧資材の確保、あつせんに関すること (3) 被災会員等に対する資金の融資あつせんに関すること
鋸南町勝山漁業 協同組合 鋸南町保田漁業 協同組合	(1) 水産物の被害調査等の協力に関すること (2) 漁業者の災害対策等に関すること
公益社団法人 千葉県建築士事務所 協会	(1) 被災建築物の応急危険度判定に関すること
社会福祉法人 鋸南町社会福祉協議会	(1) 要配慮者の支援に関すること (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること
公益社団法人 安房医師会	(1) 医療及び助産活動に関すること
一般社団法人 安房歯科医師会	(1) 歯科医療活動に関すること
一般社団法人 館山薬剤師会	(1) 医薬品の供給に関すること
千葉県森林組合	(1) 森林・林業の被害調査等の協力に関すること (2) 民有林野の森林、治水事業等の防災及び災害対策に関すること (3) 林業者の災害対策等に関すること
鋸南町観光協会	(1) 観光・宿泊施設における防災対策の充実と従業員、観光客の安全確保に関すること
行政区	(1) 初期消火、避難誘導、救出救護の協力に関すること (2) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等の協力に関すること (3) 被害状況調査等災害対策の協力に関すること

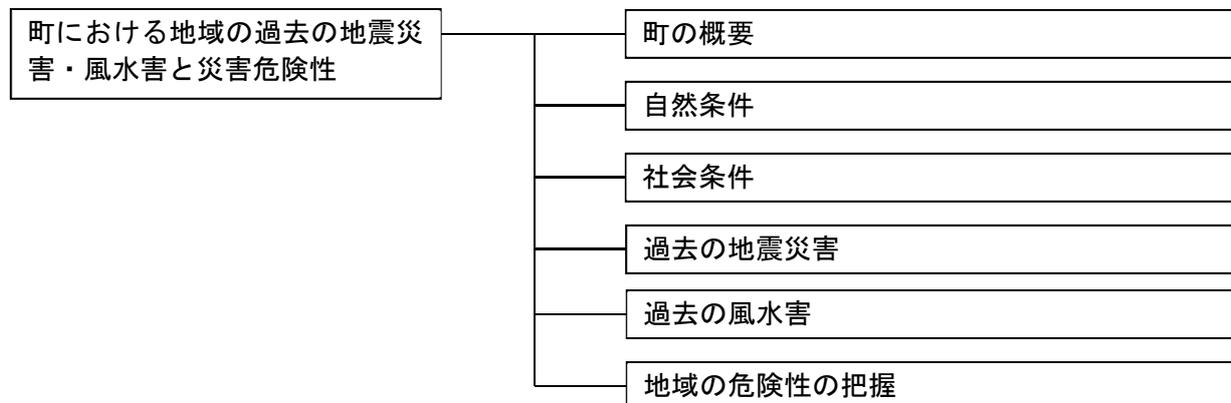
## 第8節 町民及び事業所等

表 1.3.8 町民及び事業所等における業務または業務の大綱

機関の名称	業務または業務の大綱
医療機関管理者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 (2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関する事 (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関する事 (4) 災害時における負傷者の医療と助産救護に関する事
社会福祉施設経営者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 (2) 災害時における入所者の保護に関する事
事業所	(1) 消防法に基づく防火管理体制の強化に関する事 (2) 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に関する事 (3) 地域の防災活動に積極的に参加し、地域における防災力の向上に寄与すること (4) 集客施設を保有する事業所にあつては、来客者の安全確保に努めること (5) 事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーン確保等の事業継続マネジメント(BCM)の取り組みを通じて、防災活動の推進に努めること
ボランティア団体	(1) 普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること
自主防災組織	(1) 地域において自発的に防災活動を実施し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害復旧に寄与すること (2) 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底に関する事 (3) 初期消火、避難、救出教護等に関する事 (4) 消火用資機材、応急手当用医療品、救助用資機材、防災資機材等の備蓄及び保守管理に関する事
町民	(1) 町等が実施する防災対策に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること (2) 食料・飲料水の備蓄、非常持出品の準備に関する事

## 第4章 町における地域の過去の地震災害・風水害と災害危険性

<施策の体系>



### 第1節 町の概要

#### 1. 位置・面積

本町は県の南、房総半島の西南、安房地域にあり、北は富津市、東は鴨川市、南は南房総市に接し、西は東京湾に面している。面積は45.17㎢である。

#### 2. 町の沿革

昭和30年3月10日、勝山町と佐久間村が合併して勝山町となり、昭和34年3月30日、勝山町、保田町と合併し、現在の町となる。

房総の名山鋸山を北方に擁し、鋸南地方として古くから親しまれていたため、「鋸南町」と選定した。

### 第2節 自然条件

#### 1. 気象

黒潮暖流の影響を受けて、温暖湿潤な海洋性気候であり、海洋性気候区に含まれている。

降雨量は黒潮と偏西風の作用をうけ、晩春から中秋にかけて多くなっている。

風は比較のおだやかであるが、冬の季節風、台風や低気圧または寒冷前線の接近・通過の際には強風（突風）の吹くことがある。

#### 2. 地形

町のほとんどは山地で占められている。東に標高336mの津森山、南に259mの津辺野山、北に329mの鋸山があり、三方山に囲まれている。

保田川と佐久間川に挟まれた町中央部から鴨川市と接する東部にかけては、裾に丘陵が形成された標高150～200mのなだらかな山地帯となっている。

丘陵地は佐久間川流域の山地から河岸段丘への遷移部に広く分布する。また岩井袋の天満山周辺、下佐久間の田子周辺にも標高40～100m程度の丘陵地が見られる。

台地は河岸段丘と海岸段丘であるが、河岸段丘は元名川、保田川、大六川及び佐久間川の流路沿いに多く形成されている。海岸段丘は保田海岸や吉浜海岸にみられる。

低地は元名川・保田川下流部と佐久間川下流部一帯に発達している。海浜部を除く低地の標高は3～10m程度である。

町の地形を別図に示した。



図 1.4.1 町の地形

### 3. 地質

本町の地質は、第三紀層と第四紀層に分けられ、主体は凝灰質頁岩、浮石質砂岩及び礫岩からなっている。

#### (1) 山地の地質

鋸山周辺には凝灰質砂岩・泥岩互層の半固結～固結堆積物が分布するが、中腹から上には火山性の凝灰岩がみられる。これより東側一帯には、佐久間層群の三浦泥岩層が広く分布している。

中央部から東部にかけては半固結～固結の砂岩・泥岩互層が分布している。南部は半固結～固結の砂岩あるいは砂岩・泥岩互層が主体である。

#### (2) 丘陵の地質

佐久間川流域の山地から河岸段丘への遷移部は半固結～固結の砂岩・泥岩互層から成っている。岩井袋の天満山周辺は泥岩、砂岩等からなる崖地が多くみられる。

下佐久間の田子周辺は泥岩、砂岩等から成っている。

#### (3) 台地の地質

今の東京湾が出現したのはおよそ 10 万年前といわれており、その後、氷期と間氷期の繰り返しの伴って海水面も前進と後退を繰り返した。河岸段丘と海岸段丘は海面上昇期に周辺山地の侵食により形成された堆積面であったが、1 万年前以降の海退や隆起に伴い陸化した。沖積世に入ってから、現河川の侵食作用により段丘となったと考えられる。

海岸段丘は河川からの流送土砂や海岸における漂砂によって砂州となっている。

#### (4) 低地

河川の氾濫によって形成された沖積平野である。

かつては海岸付近の砂州によって閉ざされた湿地帯も残っていたようであるが、現在は盛土された人工地形となっている。こうした盛土地域は、元名川と保田川の間の低地、佐久間川周辺の低地に多くみられる。

これらの地質分布と層序を図1.4.2に示した。

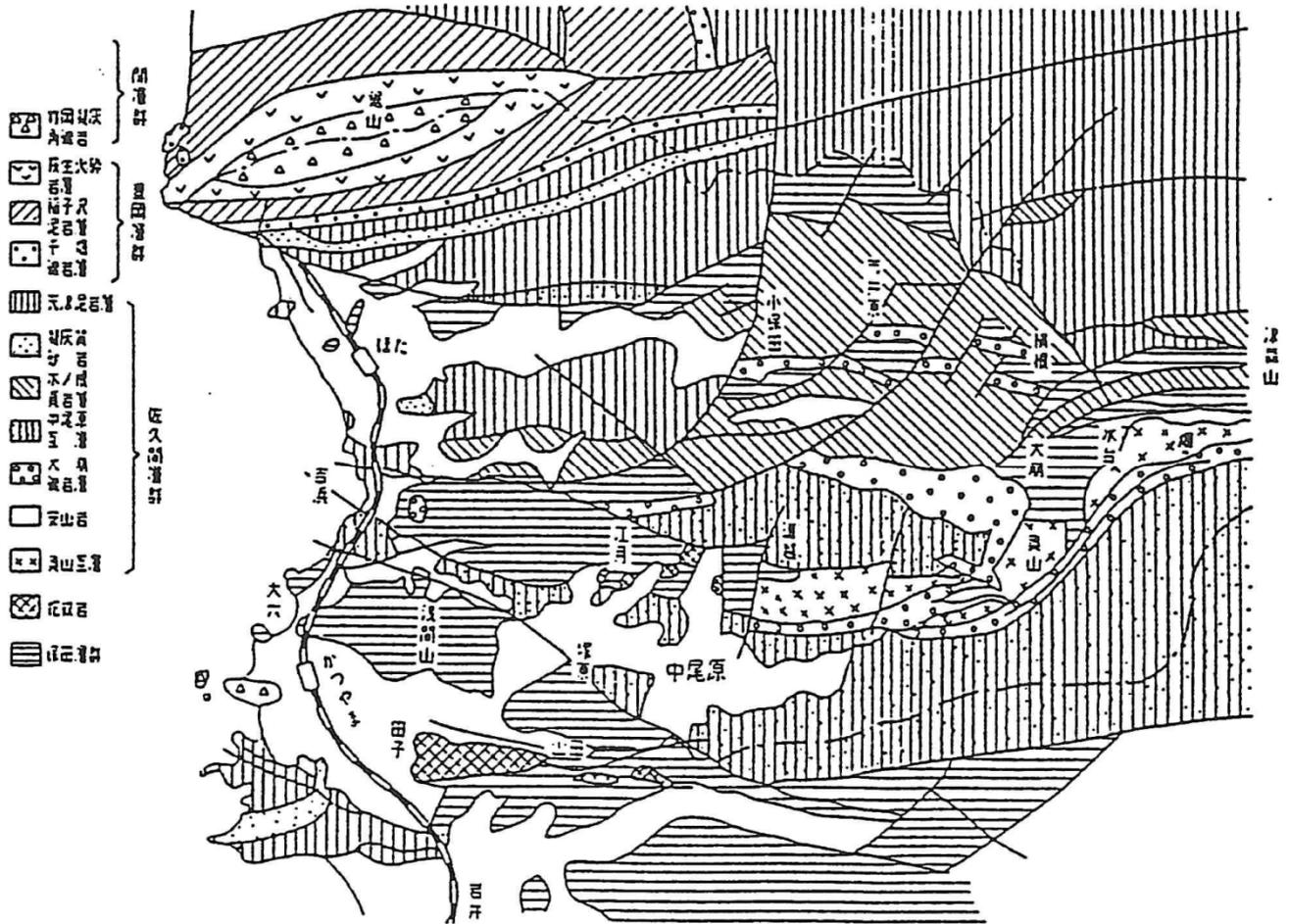


図 1.4.2 地質概略図

#### 4. 災害素因分類

災害の素因としての地形区分は、本町の地形・地質の関連性を考慮し、大きくは「山地」「台地」「低地」「河川」「人工地形」の5つに分け、それぞれ次のように分類した。(資料編：資料第75を参照のこと)

この分類に基づく地形の細区分と土地条件・災害の対応のまとめを別表に示した。

表 1.4.1 土地条件(地形)と災害の対応とりまとめ表

地 形		水害に対する条件		土砂災害に対する条件		地震災害に対する条件	
山地	山地	○	ほとんど問題はない	△	豪雨時に崖崩れが起きることがある	△	崖崩れが起きることがある
	崩壊地	○	ほとんど問題はない	×	豪雨時に崩壊が起きやすい	×	崖崩れが起きやすい
	地すべり(明瞭)	○	ほとんど問題はない	×	豪雨時やその後に地すべり災害が起きやすい	×	地すべり災害が起きやすい
	地すべり防止区域指定(農政局・建設省)	○	ほとんど問題はない	×	豪雨時やその後に地すべり災害が起きやすい	×	地すべり災害が起きやすい
	麓斜面(不明瞭な地すべり地形を含む)	○	ほとんど問題はない	×	豪雨時に地すべりや土石流災害が起きやすい	×	地すべり災害が起きやすい
	急崖	○	ほとんど問題はない	△	豪雨時に崖崩れが起きることがある	△	崖崩れが起きることがある
台地	低位段丘	○	ほとんど問題はない	○	ほとんど問題はない	○	ほとんど問題はない
	中位段丘	○	ほとんど問題はない	○	ほとんど問題はない	○	ほとんど問題はない
	高位段丘	○	ほとんど問題はない	○	ほとんど問題はない	○	ほとんど問題はない
低地	扇状地	△	河川の氾濫が起ることがある	△	豪雨時に土石流災害が起きることがある	○	ほとんど問題はない
	自然堤防	△	浸水被害を受けることがある	○	ほとんど問題はない	×	液状化が発生しやすい
	砂丘・砂堆・砂州	○	ほとんど問題はない	○	ほとんど問題はない	×	液状化が発生しやすい
	谷底平野 氾濫平野	×	洪水氾濫や内水氾濫が起きやすい	○	ほとんど問題はない	×	地震動の増幅が起きやすい
	海岸平野	×	洪水氾濫や内水氾濫が起きやすい	○	ほとんど問題はない	×	液状化が発生しやすい
	後背低地(湿地)	×	洪水氾濫や内水氾濫が起きやすい	○	ほとんど問題はない	×	液状化が発生しやすい
	旧河道	×	洪水氾濫や内水氾濫が起きやすい	○	ほとんど問題はない	×	液状化が発生しやすい
河川	低水敷	×	高水時に冠水する	○	ほとんど問題はない	×	液状化が発生しやすい
人工地形	盛土地	△	浸水被害を受けることがある	○	ほとんど問題はない	×	地震動の増幅が起きやすい
	埋土地	△	浸水被害を受けることがある	○	ほとんど問題はない	×	地震動の増幅が起きやすい
	造成地(平坦化地)	○	ほとんど問題はない	△	問題は少ない	△	クラックが起きやすい
	切土	○	ほとんど問題はない	△	豪雨時に崖崩れが起きることがある	△	崖崩れが起きることがある
	採石場	○	ほとんど問題はない	△	豪雨時に崖崩れが起きることがある	△	崖崩れが起きることがある
	農業平坦化地	○	ほとんど問題はない	○	ほとんど問題はない	△	地震動の増幅が若干起こる

○:ほとんど問題はない △:問題は少ない ×:問題が起きる可能性がある

## 5. 地盤種別区分

一般に地震が発生すると、震源から離れるにしたがって地震動は弱まる。しかし任意の地点についてみると、地中を伝わってきた地震動はその基盤（N値\*50以上の地盤）の上にある低地の軟弱な沖積層によって著しく増幅され、被害は大きくなることが知られている。（\*N値とは標準貫入試験で貫入量30cmに要する打撃回数）

地形区分及びボーリング資料に基づいた本町の地盤種別分布は資料編：資料第76のとおりである。

## 6. 液状化

液状化の危険性は、平成22年度に道路示方書（2002）に基づくPL法に従って判定を行った。震源は、阪神・淡路大震災の例を参考にして本町直下を震源とする直下型地震によるマグニチュード6.9の地震を設定した。この地震により本町では吉浜地区及び佐久間川流域の一部の地盤条件が良くない地域で最大震度6強、それ以外の町の広い範囲で震度6弱が予想されている。その結果、液状化の発生が予想される地域は、保田川及び佐久間側の流域と沿岸部であった。

## 7. 活断層

千葉県が平成10～12年度にかけて実施した鴨川低地断層帯の活動度、活動履歴等を明らかにするための調査では、鴨川低地断層帯は活断層である可能性がきわめて低いことが明らかになった。



図 1.4.3 千葉県の活断層調査結果

### 第3節 社会条件

#### 1. 人口の動向

町の人口は昭和40年(1965年)に13,980人であったが、10年後の昭和50年(1975年)には13,067人となり以後減少を続け、平成17年(2005年)には1万人を下回り、平成27年(2015年)には8,022人、令和2年(2020年)には6,993人となっている。世帯数は核家族化に伴い平成2年まで増加を続け、その後はやや減少し、令和2年時点で3,034世帯である。

人口の動向、人口の推移を以下の表及び図に示す。

表 1.4.2 人口の動向

年次	人口(人)	世帯数(世帯)
昭和40年(1965年)	13,980	3,176
昭和45年(1970年)	13,316	3,251
昭和50年(1975年)	13,067	3,389
昭和55年(1980年)	12,843	3,498
昭和60年(1985年)	12,442	3,530
平成2年(1990年)	11,696	3,566
平成7年(1995年)	11,071	3,494
平成12年(2000年)	10,521	3,559
平成17年(2005年)	9,778	3,516
平成22年(2010年)	8,950	3,480
平成27年(2015年)	8,022	3,327
令和2年(2020年)	6,993	3,034

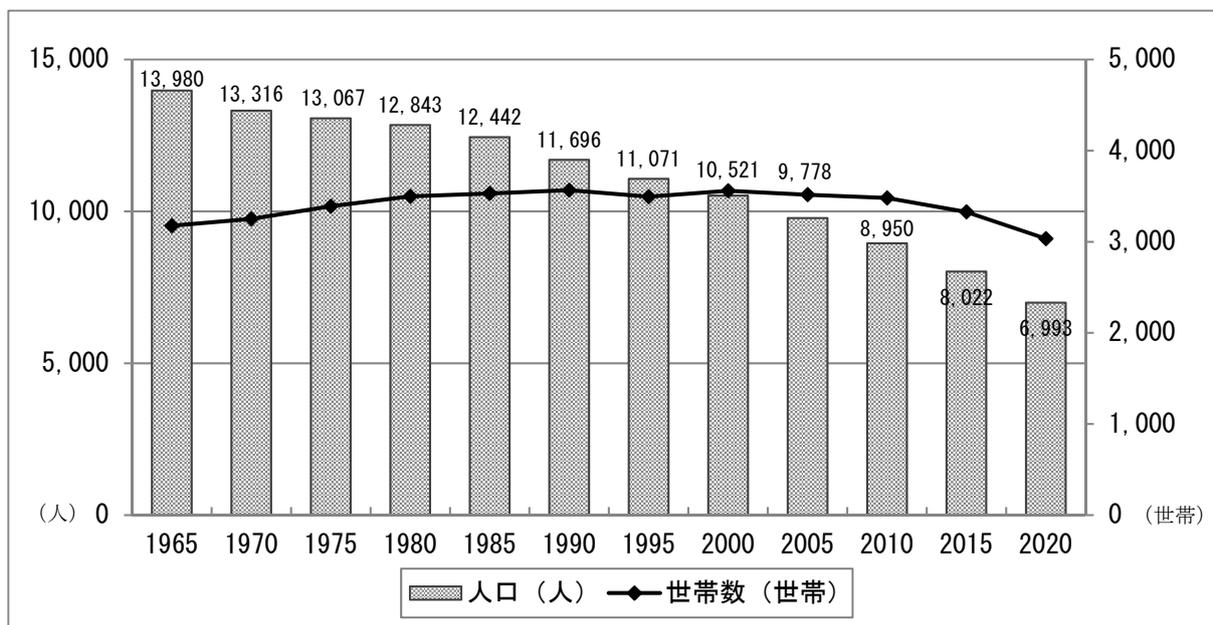


図 1.4.4 人口の推移

#### 2. 土地利用

明治36年(1903年)から令和2年(2020年)までの期間について、国土地理院が発行した新旧の5万分の1地形図と2万5千分の1数値地図及び電子国土基本図(地理院地図)を用いて、土地利用の経年度変化を調べた。

表 1.4.3 土地利用の経年度変化

明治 36 年 (1903 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 土地利用は概して単調である</li> <li>• 丘陵地斜面、谷底平野、河川下流平野部ではほとんど水田耕作である</li> <li>• 市街地は沿岸部の保田・竜島・勝山地区に集中し、保田川、佐久間川沿いに集落が点在している</li> <li>• 海岸線はほとんど自然海岸である</li> <li>• 津辺野山斜面などに荒地が見られるが、伐採跡とみられる</li> </ul>
昭和 3 年 (1928 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保田地区では大正 6 年に開通した鉄道の山側水田地帯に住宅地の拡大が見られる</li> <li>• 保田川、佐久間川沿いに小さな集落が増加している</li> <li>• 山地斜面に伐採跡とみられる荒地が各所に増加している</li> </ul>
昭和 25 年 (1950 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保田地区では鉄道山側での市街地化がさらに進み、海側の沿岸部でも市街地化が進んでいる</li> <li>• 佐久間川沿いの県道外野勝山線が拡幅整備され、保田川、佐久間川沿いの住宅地等の分散が見られる</li> <li>• 丘陵斜面で果樹園の栽培が見られる</li> </ul>
昭和 45 年 (1970 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 昭和 28 年に県道千葉館山線は、国道 127 号線に指定され、市街地の拡大は竜島・勝山地区に移り、鉄道海側で市街地化が見られる</li> <li>• 丘陵地、山地斜面で果樹園や畑が増加している</li> <li>• 吉浜・大帷子地区で漁港整備に伴う埋立地の造成が見られる</li> </ul>
平成 5 年 (1993 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 元名・保田地区では鉄道山側での市街地化が顕著であり、下佐久間地区でも県道沿いと田子地区での宅地等の造成が進んでいる</li> <li>• 吉浜・勝山地区で漁港整備による埋立地が拡大している</li> <li>• ダム、採石場が各所に増加している</li> </ul>
平成 25 年 (2013 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成 11 年に館山自動車道が完成し、同時に鋸南保田 IC、鋸南富山 IC が開設された</li> <li>• 沿岸部では保田漁港の吉浜地区で埋立てが行われ、観光施設が設置された</li> <li>• 平成 7 年から平成 22 年の間で人口は 2,000 人以上減少しているが、世帯数は大きく変わっていない</li> </ul>
令和 2 年 (2020 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成 25 年(2013 年)と比較して、土地利用に大きな変化は生じていない</li> <li>• 一部の農地等が太陽光パネルの設置場所として転用されている</li> <li>• 平成 27 年(2015 年)に、旧保田小学校に道の駅保田小学校が整備された</li> </ul>

### 3. 施設の状況

#### (1) 施設の状況

保田川下流と佐久間川下流の沿岸部低平地帯は古くから市街地の発達したところであり、建物の密集地帯が多く、また各種の重要施設が集中している。鉄道から海側の市街地には木造家屋の密集区域がある。保田川と佐久間川の中・上流部では、谷底平野、丘陵部、河岸段丘などに集落が形成されている（資料編：資料第 77）。

また、町内の橋りょう状況は資料編：資料第 1・2、災害時避難場所状況は資料編：資料第 4 のとおりである。

#### (2) 消防水利施設の状況

本町の地域を勝山地区、保田地区、佐久間地区の 3 地区に大きく分けた消防水利の設置状況は資料編：資料第 5 のとおりである。防火水槽は全体で 101 設置されている。

消防水利の給水能力の要件（常時貯水水量 40 m<sup>3</sup>で連続 40 分以上の給水能力を有すること）を満たす 40 m<sup>3</sup>以上の防火水槽は 78 箇所ある。

一方、消火栓・その他（プール、川留、海岸、池沼）については、阪神・淡路大震災でも経験したように大地震の際は十分に機能しない場合もあるので、対策を考える必要がある。

#### 4. 出火要因の分布

地震時は火気、可燃物の転倒・落下・混触・異常燃焼あるいは空炊き等により着火し、建物の倒壊や窓の落下のために延焼しやすく、交通・通信・水道等が被害を受けて消防隊の活動が阻害されるために大火となる危険性がある。

軟弱地盤上に設置された常時火気使用施設や化学薬品取り扱い施設は、地震の際に地震動が大きくなるため、出火危険度が高い。出火要因となる危険物の貯蔵施設の現況は資料編：資料第 6 のとおりである。

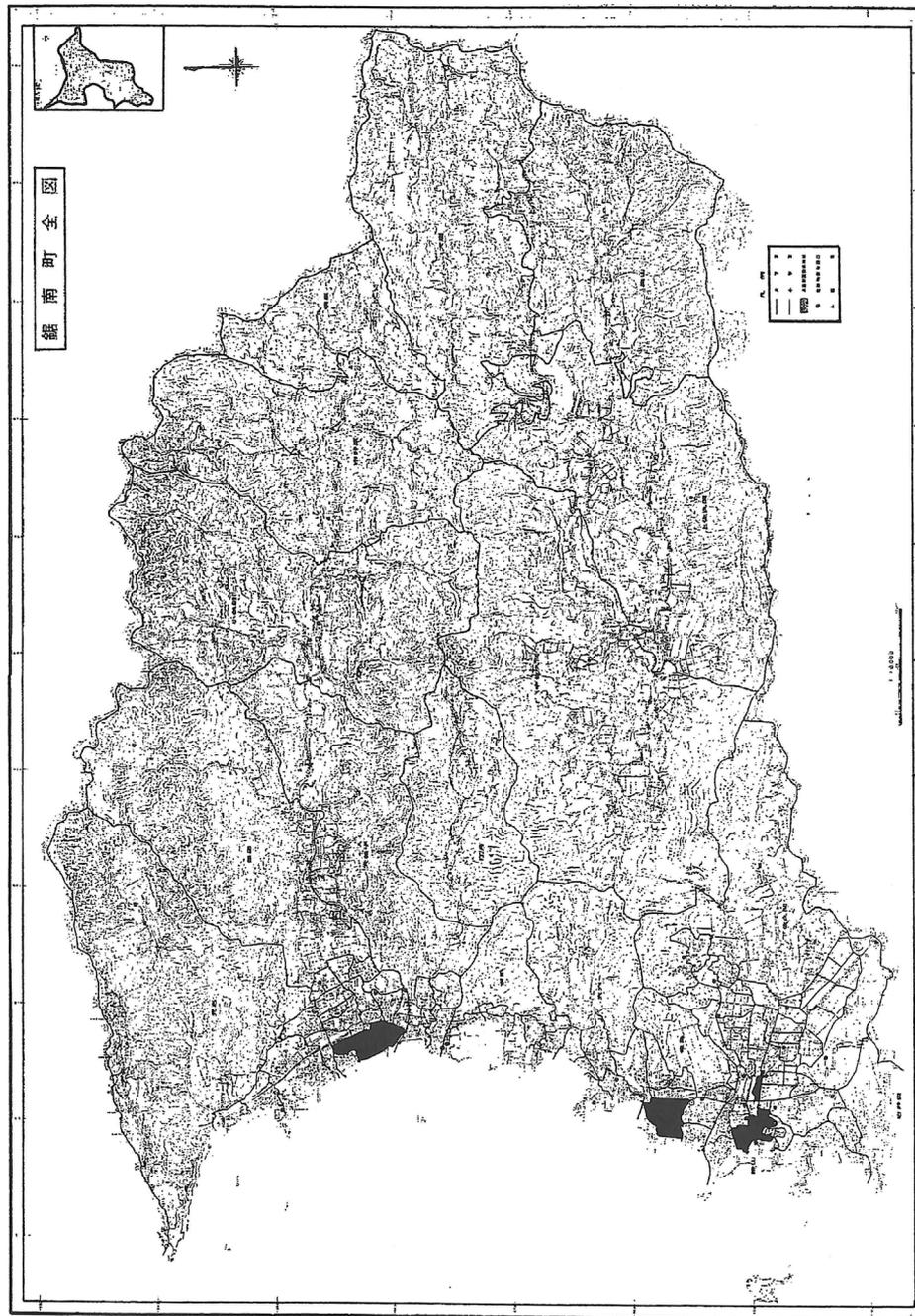


図 1.4.5 出火要因分布図

## 5. 延焼要因の分布

町において、地震災害や暴風災害による二次災害として、同時多発型火災を想定し、市街地とその周辺の木造住宅密集地区の延焼の危険性の高い地区を抽出した（別表の古い木造家屋の集中地区を参照のこと）。

延焼の可能性のある地域として、木造密集率30%以上の地域とした（別表に木造家屋密集率、別図の延焼可能性地域を参照）。

表 1.4.4 古い木造家屋の集中地区

大字	小字
保 田	西ヶ谷、浜田、中道、御霊下、遣水
元 名	平田
大 帷 子	牛房田
下佐久間	中田町、和見
竜 島	仲原
勝 山	仁浜、日月
岩 井 袋	尾崎
中佐久間	塚原

表 1.4.5 木造家屋密集地域

地区	小字	密集度指数 (%)
保 田	西ヶ谷	33
	浜 田	32
	中 道	38
竜 島	玉ノ井	33
勝 山	天王町	40
	仁 浜	55
	城 町	35
	内 宿	59
	栄 町	30
下佐久間	田町北	32

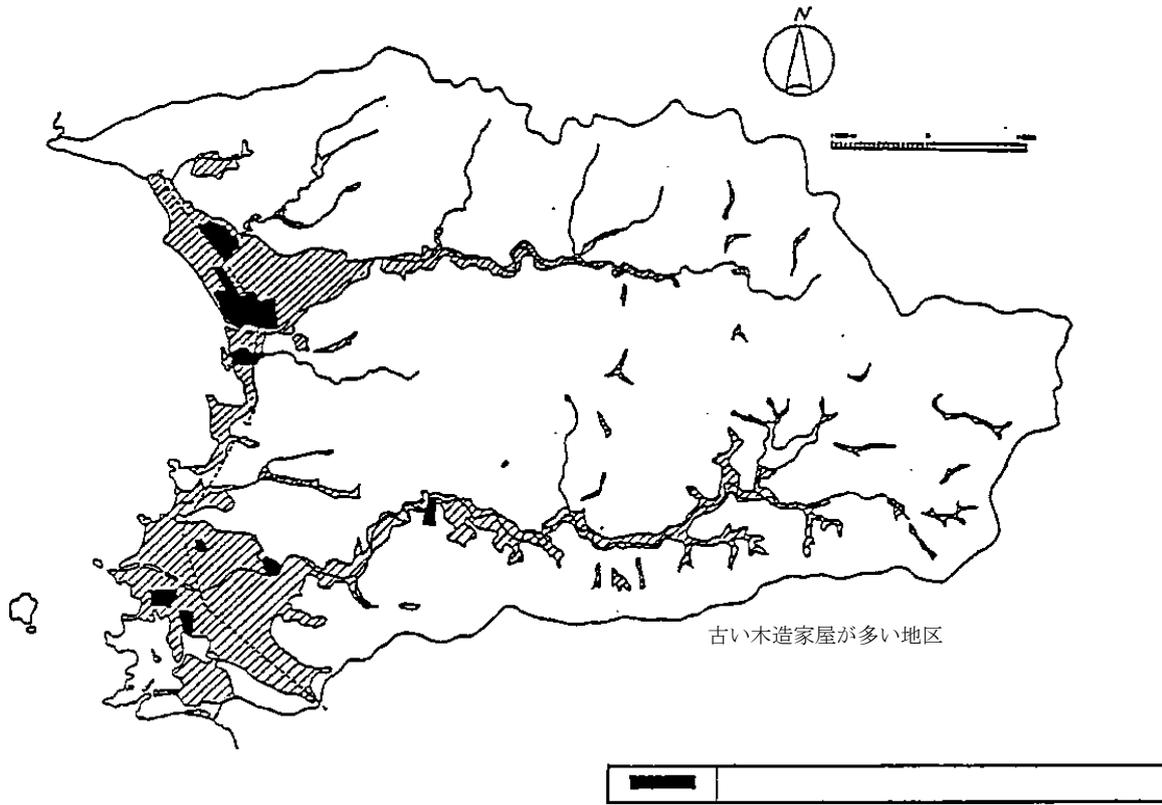


図 1.4.6 木造家屋集中地区

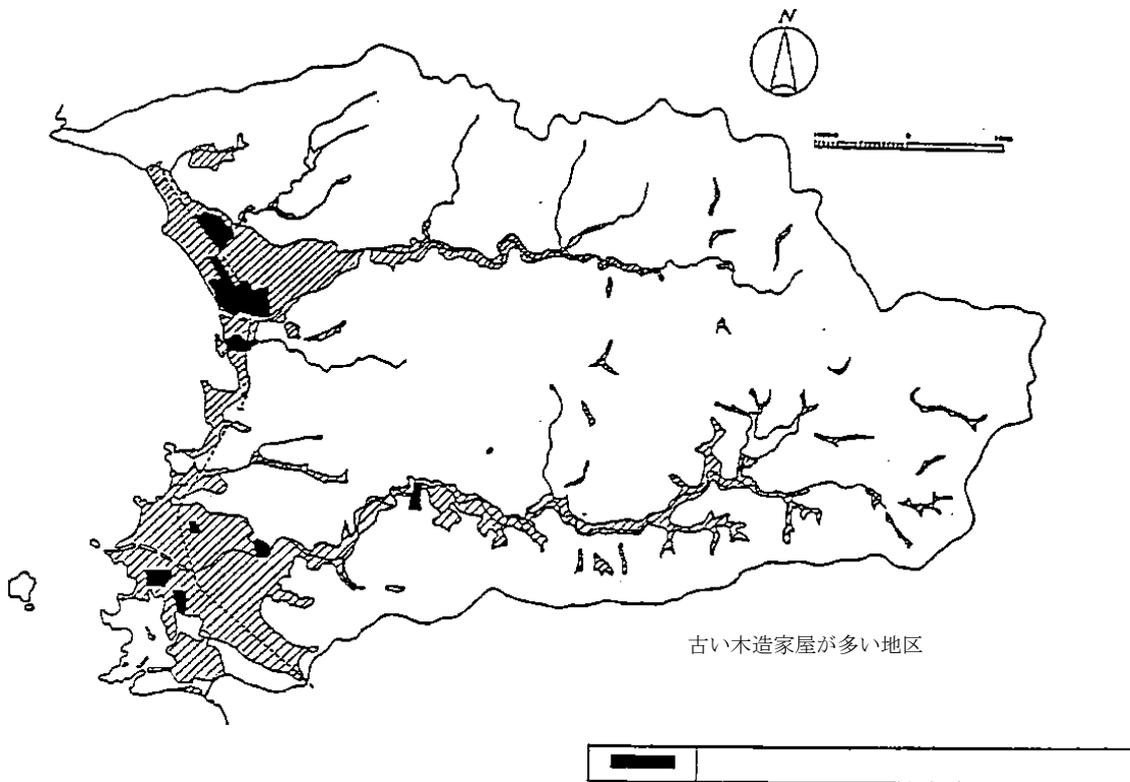


図 1.4.7 延焼可能性地域

## 第4節 過去の地震災害

県に被害をもたらした主な地震と、町の被害状況を整理し地震災害の誘因を検討した。  
町及び周辺地域に影響を及ぼした大きな被害地震と被害概要は以下の表のとおりである。

表 1.4.6 町及び周辺地域に影響を及ぼした主な被害地震と被害概要

発生年月日	マグニチュード (M)	県内最大震度	被害の概要
2020年6月25日 (県東方沖を震源とする地震)	6.1	5弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内で重傷者1人(市原市)、軽傷者1人(いすみ市)</li> </ul>
2019年5月25日 (県北東部を震源とする地震)	5.1	5弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内で軽傷者1人(千葉市)</li> </ul>
2018年7月7日 (県東方沖を震源とする地震)	6.0	5弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害なし</li> </ul>
2011年3月11日 (東日本大震災)	9.0	6弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、長く続いた地震の揺れにより地盤の液状化が発生した</li> <li>九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から3km近くの陸域にまで到達し、浸水面積は九十九里地域(銚子市～いすみ市)で23.7km<sup>2</sup>に達した</li> <li>旭市飯岡地区では、7.6mと推定される第3波の津波が襲来し、町民の生命・財産を奪い去った</li> </ul>
2005年7月23日 (県北西部を震源とする地震)	6.0	5弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内で負傷者8人、家屋の一部損壊3戸の被害がでた。その他、関東近県で約6万4千台のエレベーターが停止し、78件の閉じ込めが発生した</li> <li>鉄道については、東北、上越、長野、東海道新幹線、関東地方のJR等の各線で点検のため運転を中止し、運転再開まで最大で約7時間を要した</li> </ul>
1960年5月23日 (チリ地震)	8.5	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>九十九里浜、銚子、勝浦、天羽などの海岸に津波が襲来した</li> <li>津波波高は銚子で153cm、布良で67cmであった</li> <li>津波による被害は死者1人(銚子)、負傷2人、半壊家屋11戸、田畑の冠水173haに及んだ</li> </ul>
1923年9月1日 (関東大地震)	7.9	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>千葉県全体で死者1,335人、負傷者3,426人、全壊家屋31,186戸、半壊14,919戸、焼失647戸、流失71戸である</li> <li>町では死者100人、負傷176人、家屋全半壊815戸、公共建物全半壊7戸、焼失1戸、延焼なし</li> <li>津波規模は小さかったが、山崩れ、斜面崩壊、地割れが多くあり、地盤の隆起が顕著だった</li> </ul>

1703年12月31日 元禄16年11月23日 (元禄地震)	7.9 ～ 8.2	5～7	<ul style="list-style-type: none"> <li>元禄地震の被害を総括的に記した『樂只堂年報』によると、相模・武蔵・上総・安房で震度大、死者は全体で約6,700人、潰家と流家は2万8,000戸であった</li> <li>津波が犬吠岬から下田に至る沿岸を襲った</li> <li>房州長狭・朝夷郡(京極氏領分)で死者42人、潰家687戸、房総の津波被害は近年研究が進みつつあるが、死者は4,000～5,000人をくだらないであろう</li> </ul>
--------------------------------------	-----------------	-----	---

### 第5節 過去の風水害

町面積45.17km<sup>2</sup>の約1/3にあたる15.0km<sup>2</sup>の地域に地すべり防止区域の指定がなされている。

風水害は土砂災害を伴うのが常であり、土砂災害の発生には降雨が大きな要因の一つとなっている。本町は房総丘陵の南側斜面に位置しており、標高300m程度の山地の影響が大きいため、風向が山地に直交するときは地形性降雨を伴い、風上側の山地斜面では降水量が多くなる。

災害の誘因と被害の内容を別表に示した。また、風水害による浸水・土砂崩れ等の被害状況を資料編：資料第78に示した。

表 1.4.7 歴史に残る過去の災害(水害)

災害名	規模	地域条件 (地形・地盤、人・施設)	災害の状況
10月25日の大雨(※) 2019.10.25 (令和元年)	総雨量285.0mm (市原市) 最大時間雨量85.5mm (鴨川市)	地形:河川沿いの山地、丘陵地、河岸段丘及び沿岸部低地 地盤:地質は軟弱であり、浸食崩壊が多い断層も数箇所走り、岩石破砕あり 人:沿岸部低地で住家密集、山間の丘陵地と段丘にも住家点在	(県内) • 死者11人、負傷6人 • 床上・床下浸水1,276戸 • 全壊35棟 • 半壊1,716棟
令和元年東日本台風(※) 2019.10.12 (令和元年)	総雨量195.0mm (市原市) 最大時間雨量25.0mm (館山市) 最大瞬間風速南南東40.3m/s (千葉市中央区)	地形:河川沿いの山地、丘陵地、河岸段丘及び沿岸部低地 地盤:地質は軟弱であり、浸食崩壊が多い断層も数箇所走り、岩石破砕あり 人:沿岸部低地で住家密集、山間の丘陵地と段丘にも住家点在	(県内) • 死者1人、負傷26人 • 床上・床下浸水94戸 • 全壊32棟 • 半壊270棟
令和元年房総半島台風(※) 2019.9.9 (令和元年)	総雨量237.5mm (君津市) 最大時間雨量70.0mm (鋸南町) 最大瞬間風速南東57.5m/s (千葉市中央区)	地形:河川沿いの山地、丘陵地、河岸段丘及び沿岸部低地 地盤:地質は軟弱であり、浸食崩壊が多い断層も数箇所走り、岩石破砕あり 人:沿岸部低地で住家密集、山間の丘陵地と段丘にも住家点在	(県内) • 死者2人、負傷84人 • 床上・床下浸水96戸 • 全壊409棟 • 半壊4,281棟

災害名	規模	地域条件 (地形・地盤、人・施設)	災害の状況
大雨災害 2013.10.15 (平成25年) 台風26号	総雨量 370.5mm (鋸南町) 最大時間雨量 58.5mm (船橋市)	地形:河川沿いの山地、丘陵地、河岸段丘及び沿岸部低地 地盤:地質は軟弱であり、浸食崩壊が多い断層も数箇所を走り、岩石破砕あり。 人:沿岸部低地で住家密集、山間の丘陵地と段丘にも住家点在	(県内) • 死者1人、負傷22人 • 床上浸水1,489戸、床下浸水2,794戸 • 崖崩れ34件
大雨災害 2004.10.8 ~10 (平成16年) 台風22号	総雨量 352mm (鴨川市) 最大時間雨量 61mm (鴨川市)	地形:河川沿いの山地、丘陵地、河岸段丘及び沿岸部低地 地盤:地質は軟弱であり、浸食崩壊が多い断層も数箇所を走り、岩石破砕あり。 人:沿岸部低地で住家密集、山間の丘陵地と段丘にも住家点在	(県内) • 死者2人、負傷19人 • 床上浸水274戸、床下浸水1,244戸 • 崖崩れ322件
大雨災害 1996.9.21 ~22 (平成8年) 台風17号	総雨量 363mm 最大時間雨量 56mm	地形:河川沿いの山地、丘陵地、河岸段丘及び沿岸部低地 地盤:地質は軟弱であり、浸食崩壊が多い断層も数箇所を走り、岩石破砕あり。 人:沿岸部低地で住家密集、山間の丘陵地と段丘にも住家点在 施設:道路・河川・水道施設等	• 重軽傷者4人、家屋半壊・一部破損24戸 • 床上浸水12戸、 • 床下浸水57戸 • 道路被害22箇所、 • 河川被害38箇所 • 水道施設被害8箇所 • 鉄道不通1箇所 • 停電1,900戸
大雨災害 1989.8.1 (平成元年) 台風12号	総雨量 475mm 最大時間雨量 64mm	地形:河川沿いの山地、丘陵地、河岸段丘及び沿岸部低地 地盤:地質は軟弱であり、浸食崩壊が多い断層も数箇所を走り、岩石破砕あり。 人:沿岸部低地で住家密集、山間の丘陵地と段丘にも住家点在 施設:道路・河川・農地・水道施設・水産施設等	• 死者1人、家屋全半壊一部、破損15戸 • 床上浸水11戸、床下浸水295戸 • 道路被害157箇所、河川・橋りょう被害44箇所 • 農地流失埋没11.5ha • 水道施設被害19箇所 • 崖崩れ193箇所
大雨災害 1945.8.22 (昭和20年) 台風11号	総雨量 296mm 最大時間雨量 59mm	地形:河川沿いの山地、丘陵地、河岸段丘 地盤:地質は軟弱であり、浸食崩壊が多い断層も数箇所を走り、岩石破砕あり。 人:山間の丘陵地・段丘の集落	• 死者5人、住家・非住家全壊13戸 • 県道埋没(鴨川~保田間) • 柵田、田畑の埋没、 • 崩壊8町3反余
高潮災害 1917.10.1 (大正6年) 東京湾台風	最大風速 南東 35.8m 波高 10m	地形:海岸平野部(沖積地)の低地 人:住家密集地 施設:道路・橋りょう・港湾等	• 死者4人、負傷7人、家屋全半壊109戸、浸水家屋47戸 • 公共建物被害1棟 • 田畑の冠水も多かった • 漁船被害63隻以上

※房総半島台風、東日本台風及び10月25日の大雨の被害の概要は、令和2年3月24日現在の数値

## 第6節 地域の危険性の把握

### 1. 水害・土砂災害危険箇所

#### (1) 水害

町は相模灘に面しているため、台風来襲の場合は大雨による災害の他に高潮による災害もある。高潮発生は、台風の経路の他に、潮位及び気圧低下による水面上昇にも関係し、満潮時と重なるような場合、危険性は高くなる。

また、地形条件により河川氾濫を起こす恐れもある。重要水防箇所指定されている2級河川は元名川、保田川、佐久間川である。

本町には上記の2級河川の他、主なものとしては七面川、小磯川、大六川他、佐久間川支流約10本位であり、総延長52km余、内改修は2級河川のみで8km余り、現在非常に危険な状態が15km、保護戸数は約1,000戸、沿線耕地は約350haにおよんでいる。過去における水害は耕地の被害と床下浸水である。

#### (2) 土砂災害

地質的な脆弱性から、種々の土砂災害が生起する恐れがある。その形態としては、崖崩れ、土石流、山腹崩壊及び地すべり等である。

### 2. 土地利用の変遷に伴う災害危険性の蓄積等

土地利用の変化・動向から、土地利用変遷に伴う災害危険性の蓄積等を下記の視点から分析し、別表に示した。

表 1.4.8 土地利用変遷に伴う災害危険性の把握

評価の視点	項目	土地利用の変遷	災害危険性の蓄積等
人工改変等による危険地区の増大		<ul style="list-style-type: none"> <li>吉浜、大帷子、竜島及び勝山の各地区海岸では、漁港整備に伴う埋立地が造成されている</li> <li>採石場付近では、人工崖が増えている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これら埋立地は一般に液状化が起りやすい</li> <li>降雨にともなって流出土砂が増加し、河床に堆積することによって、流水断面積を少なくする恐れがある</li> </ul>
軟弱地盤地域、水害危険区域等の宅地化の進展		<ul style="list-style-type: none"> <li>保田地区の京田、谷田等で住宅地造成が進んでいる</li> <li>下佐久間の白銀地区などで住宅地の造成が進んでいる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これらの地域は保田川の水害危険区域である</li> <li>低湿地を盛土した区域であり、液状化が起りやすい</li> <li>これらの地域は佐久間川の水害危険区域である</li> <li>低湿地を盛土した区域であり、液状化が起りやすい</li> </ul>
市街地区における危険要因の集積		<ul style="list-style-type: none"> <li>保田地区、勝山地区では住宅密集地に危険物取り扱い施設が点在する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>液状化の可能性が高い</li> </ul>

## 3. 地域の区分と特性

災害危険性の総合的把握のため、町域の行政区を基本ベースとし地理的、地形的特性の異なる5つの地域に区分し、各地域を構成するゾーンの自然特性と建物特性を設定した。なお、5つの地域は、各々を構成するゾーンで細分化されている。(表1.4.9 地域の危険性の総合的把握単位の設定を参照のこと。)

表 1.4.9 地域の危険性の総合的把握単位の設定

地域	地区ゾーン区分	該当地区 (字)	自然特性	建物特性
東部地域	保田川上流ゾーン	横根 市井原	台地が点在するがほとんど山地で地盤特性はよい	木造住宅が主体である
	佐久間川上流ゾーン	奥山	台地、低地が混在するがほとんど山地で地盤特性はよい	住宅が主である
	佐久間ダムゾーン	上佐久間	沖積層からなる低地、洪積層からなる台地で地盤特性はよい	住宅と公共施設がある
	東部山地ゾーン	大崩	堅固な地盤・岩盤からなる山地で地盤特性はよい	住宅が主である
中央部地域	保田川中流ゾーン	小保田	一部保田川沿いに台地が分布するが、大部分は山地である	住宅が主である
	佐久間川中流ゾーン	中佐久間	地すべり箇所が多い 佐久間川南側は台地が広がる	新しい建物が目立つ
西中部地域	七面川ゾーン	江月	ほとんど山地であり地盤特性はよい	木造住宅が主体である
	臨海ゾーン	吉池 大六	海岸線に沿って、低地、台地、山地となっている	住宅が主で、老朽度高い
西北部地域	保田川北部ゾーン	元名 保田	傾斜の急な山地で、海岸部には低地が広がる	木造の老朽住宅が多い
	保田川南部ゾーン	大帷子	傾斜の急な山地間で平地が少ない	住宅が主で老朽度高い
西南部地域	住宅ゾーン	竜島 勝山 岩井袋	山地と低地、造成地が混在している	木造住宅が主体である
		下佐久間	沖積層の低地が広がり、盛土地が点在している	住宅が主である

4. 地域別総合的災害危険特性の把握と整理

本町はこれまで見てきたように、台風・豪雨の際に中小河川の氾濫や宅地・畑の冠水、浸水被害が目立っている。地震災害、水害に対応した安全なまちづくり、あるいは災害の予防策樹立のため、これまでの調査結果をふまえて前項で区分した地域別に災害危険性の総合的把握を行い、別表にとりまとめた。

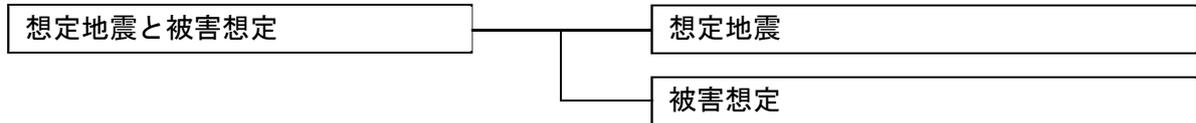
表 1.4.10 地域別総合的災害危険性の把握と整理

地域の区分	災害の要因	土地利用の動向	災害の危険性			総合的課題
			水害	土砂災害	地震災害	
東部地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>地すべり防止区域が広く分布する</li> <li>人工地形が点在している</li> </ul>	果樹園や畑が増加している	水害の危険性はない	崖崩れ、崩壊、地すべりの危険性が高い	崖崩れ、崩壊、地すべりの危険性が高い	土砂災害の対策強化
中央部地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>地すべり防止区域、地すべり箇所が広く分布する</li> <li>保田川、佐久間川沿いに低地、台地の順になっている</li> </ul>	果樹園や畑が増加している	低地での水害危険性がある	山地での崖崩れ、崩壊、地すべりの危険性が高い	<ul style="list-style-type: none"> <li>川沿いの建築物の揺れの増幅が予想される</li> <li>山地での崖崩れ、崩壊、地すべりの危険性が高い</li> </ul>	土砂災害の対策強化と地盤条件にあった土地利用
西中部地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>地すべり防止区域が点在する</li> <li>人工地形が点在する</li> </ul>	漁港整備により、埋立地が拡大している	海岸部での水害が予想される	豪雨時に地すべり、土砂災害の恐れがある	海岸部で液状化が発生しやすい	面整備の促進による、計画的まちづくり
西北部地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>低地が広く分布し、老朽木造住宅が密集している</li> <li>延焼危険地区が存在する</li> <li>水害危険箇所が存在する</li> </ul>	鉄道山側での市街地化が顕著である	海岸部、河口部での水害の危険性は高い	豪雨時に崖崩れ、地すべり、土砂災害の恐れがある	液状化の危険性が高い	地盤条件にあった土地利用と安全な避難地の確保
西南部地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>低地が広く分布し、老朽木造住宅が部分的に密集している</li> <li>人工地形が広く分布する</li> <li>危険物保有施設が多い</li> <li>延焼危険地区が存在する</li> <li>水害危険箇所が存在する</li> </ul>	宅地等が造成されるなど、最も地形変化が大きい	河口部より南部での広い範囲で水害の危険性は高い	山地での崖崩れの恐れがある	人工地盤の揺れの増幅が予想される	適切な開発と安全な避難地の確保

## 第5章 想定地震と被害想定

県の平成19年度及び平成26・27年度の地震被害想定調査等をもとに、町の現状を踏まえて地域防災計画策定における対象地震を設定した。

<施策の体系>



### 第1節 想定地震

#### 1. 対象地震

##### (1) 近い将来に発生の恐れがあり、県に大きな影響のある地震

県の平成26・27年度の地震被害想定では、近い将来に発生の恐れがある地震として、「千葉県北西部直下地震」、「大正型関東地震」及び「防災リスク対策用地震」、「房総半島東方沖日本海溝沿い地震」が想定されている。

本計画においては、上述した県の調査に加えて、本町が平成22年度に実施した地震被害想定のうち、本町に最大の影響を及ぼす地震を対象として対策等の検討を行うこととする。

##### (2) 津波対策の想定地震

上述の想定地震では津波の被害想定が小さいため、平成23年に発表された千葉県津波浸水予測図の中で最大級の元禄地震(200~300年に一度の発生)による津波を津波防災計画の対象とする。また、県は東日本大震災以降、いつ、どこで、どのような地震・津波が発生するかわからないという前提に基づき、注意喚起のために津波警報10mの浸水区域を公表しており、万が一の事態でも住民が命をおとさないよう、津波警報10mに備えた避難方法も併せて住民に周知する。

表 1.5.1 対象地震と想定される被害の概要

項目	対象地震	町内震度・被害概要	30年以内発生確率
ゆれやすさ	防災リスク対策用地震 (H26/27 県算定)	最大震度7 広範囲で震度6強	70%
建物倒壊危険度	鋸南町直下型地震 (H22 町算定)	最大震度6強 全壊1,666棟	—
液状化危険度	大正型関東地震 (H26/27 県算定)	最大震度7	0~2%
津波浸水想定	元禄地震 津波警報レベル10m (H26/27 県算定)	津波高さ4.5m 津波高さ10m	—

#### 2. 地震の発生季節等

火気の使用が一年中で最も多く、火災被害が最も多くなるケースとして、冬の18時とする。

#### 3. 気象条件

強風のケース(千葉市の平成22年(2010年)1月1日から平成26年(2014年)12月31日までの5年間のうち、20日のうち1日くらいの頻度で生じる日平均風速に相当)として風速8m/sとする。

## 第2節 被害想定

平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査による町の被害想定のうち主要なものを次表に示す。なお、「大正型関東地震」及び「防災リスク対策用地震」については、項目ごとの被害量の算出を行っていない。

表 1.5.2 町被害想定結果

項 目		千葉県北西部 直下地震	房総半島東方沖 日本海溝沿い地震
地震の規模及びタイプ	規模	M 7.3	M 8.2
	タイプ	プレート内部	プレート境界 (日本海溝沿い)
	震源の深さ(Km)	30	10
夜間人口(人)		8,900	8,900
昼間人口(人)		7,900	7,900
面積(km <sup>2</sup> )		52	52
津波浸水面積(km <sup>2</sup> )		—	0.2
震度別面積率(%)	5 弱	67.4	—
	5 強	32.4	—
	6 弱	0.2	—
	6 強	0	—
建物棟数(棟)	計	6,400	6,400
	木造	5,800	5,800
	非木造	570	570
建物全壊・焼失棟数(棟)	計	0~4	0~4
	津波	—	0~4
	揺れ	0~4	—
	液状化	0~4	—
	急傾斜地	0~4	—
	火災	0~4	—
揺れ・液状化建物全壊棟数(棟)	木造	0~4	—
	非木造	0~4	—
半壊棟数(棟)		70	30
人的被害	死者	0~4	0~4
	重傷者	0~4	0~4
	軽症者	0~4	0~4
避難者(1日後)	避難者(人)	20	—
	うち避難所避難者(人)	10	—
避難者(2週間後)	避難者(人)	200	—
	うち避難所避難者(人)	80	—
上水道機能支障(人)	直後	1200	—
	1週間後	550	—
	1か月後	80	—
LP ガス機能支障(世帯)	消費世帯数	4200	—
	機能支障世帯数	50	—
住機能支障(世帯)	発災後 1ヶ月~2年	40	—
	発災後 2年~	40	—
廃棄物(t)		790	4400

※被害量算定の対象外となっている項目は「—」と表示

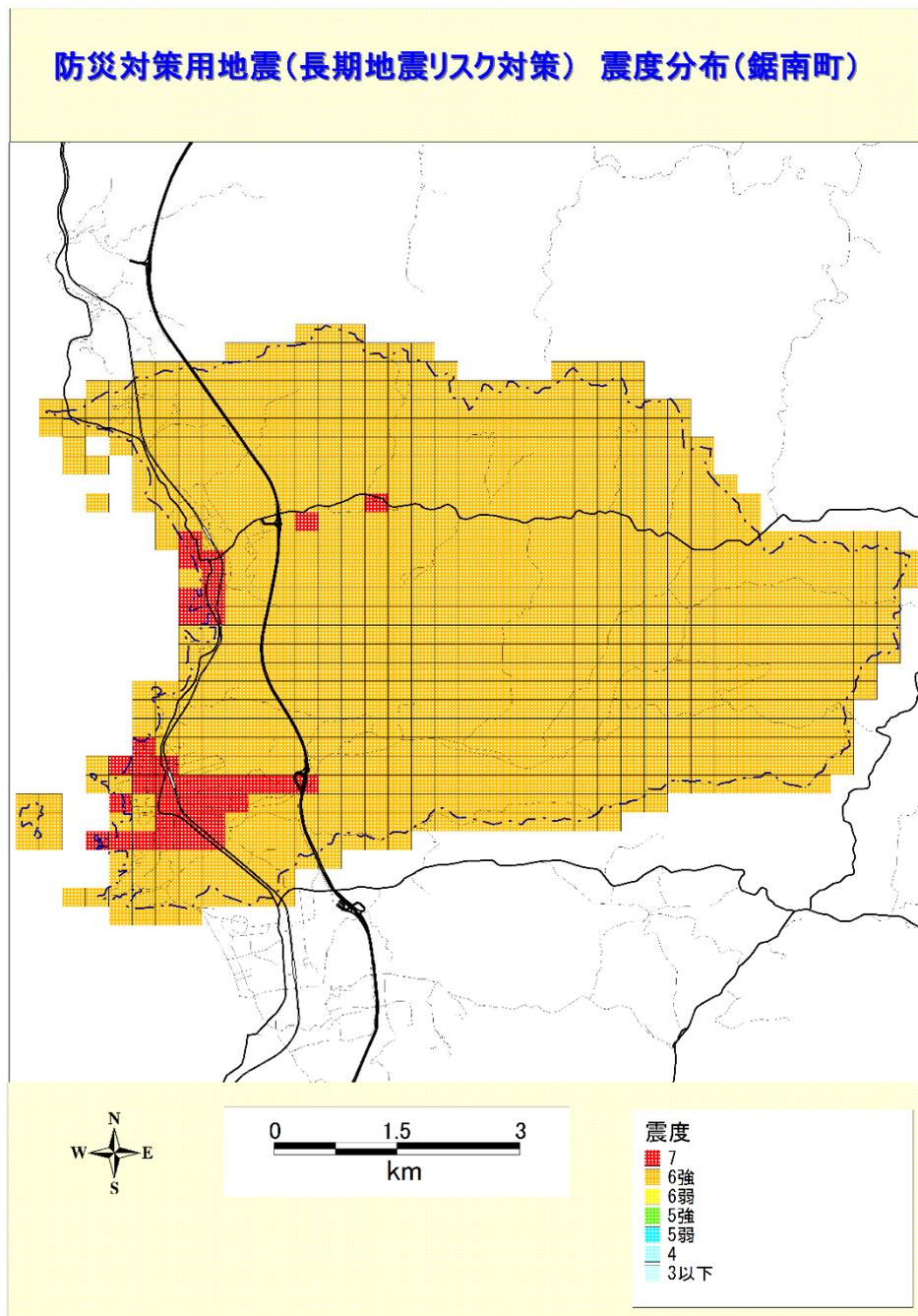


図 1.5.1 計画対象の防災リスク対策用地震(長期地震リスク対策)の震度分布

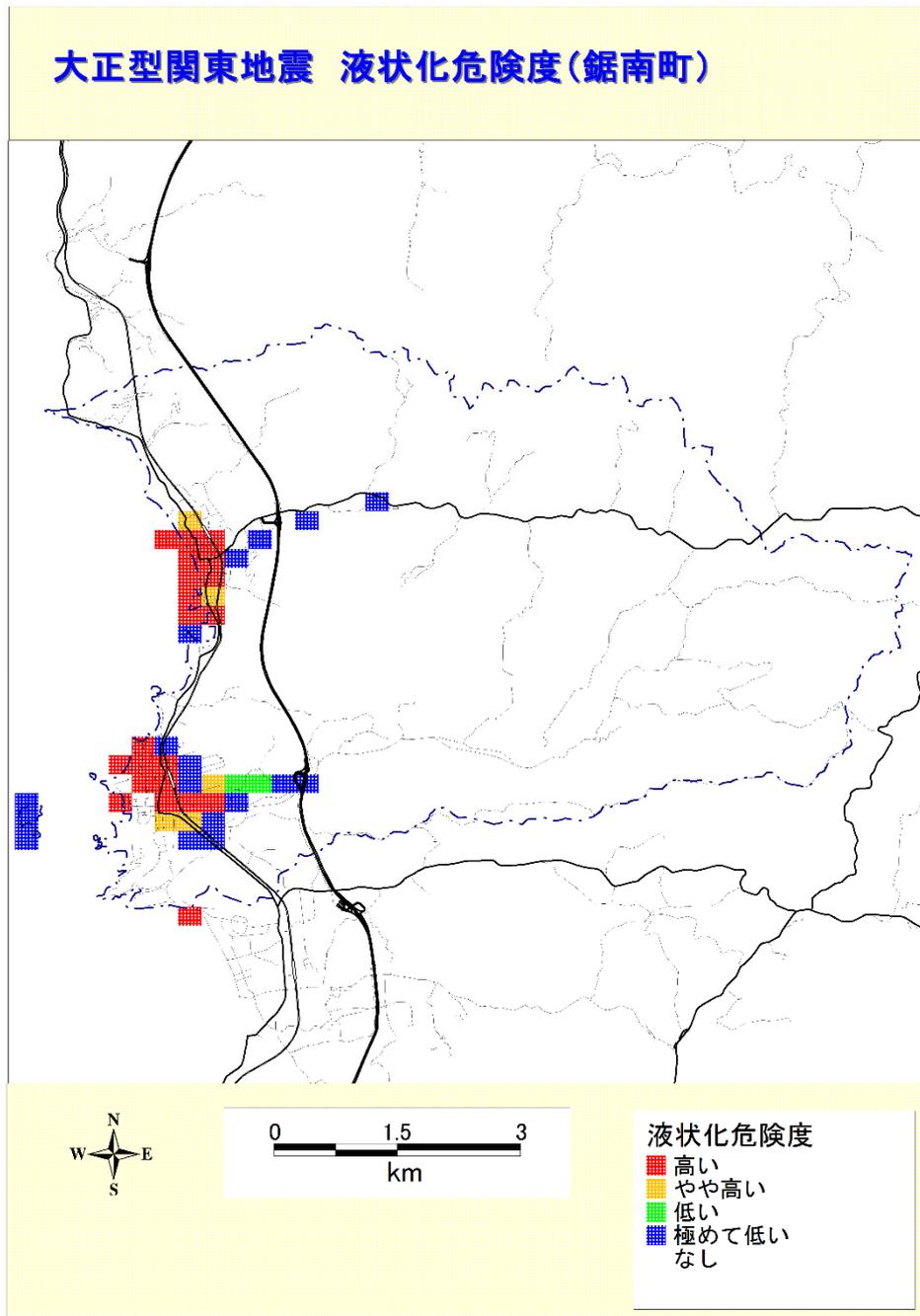


図 1.5.2 計画対象の大正型関東地震の液状化危険度

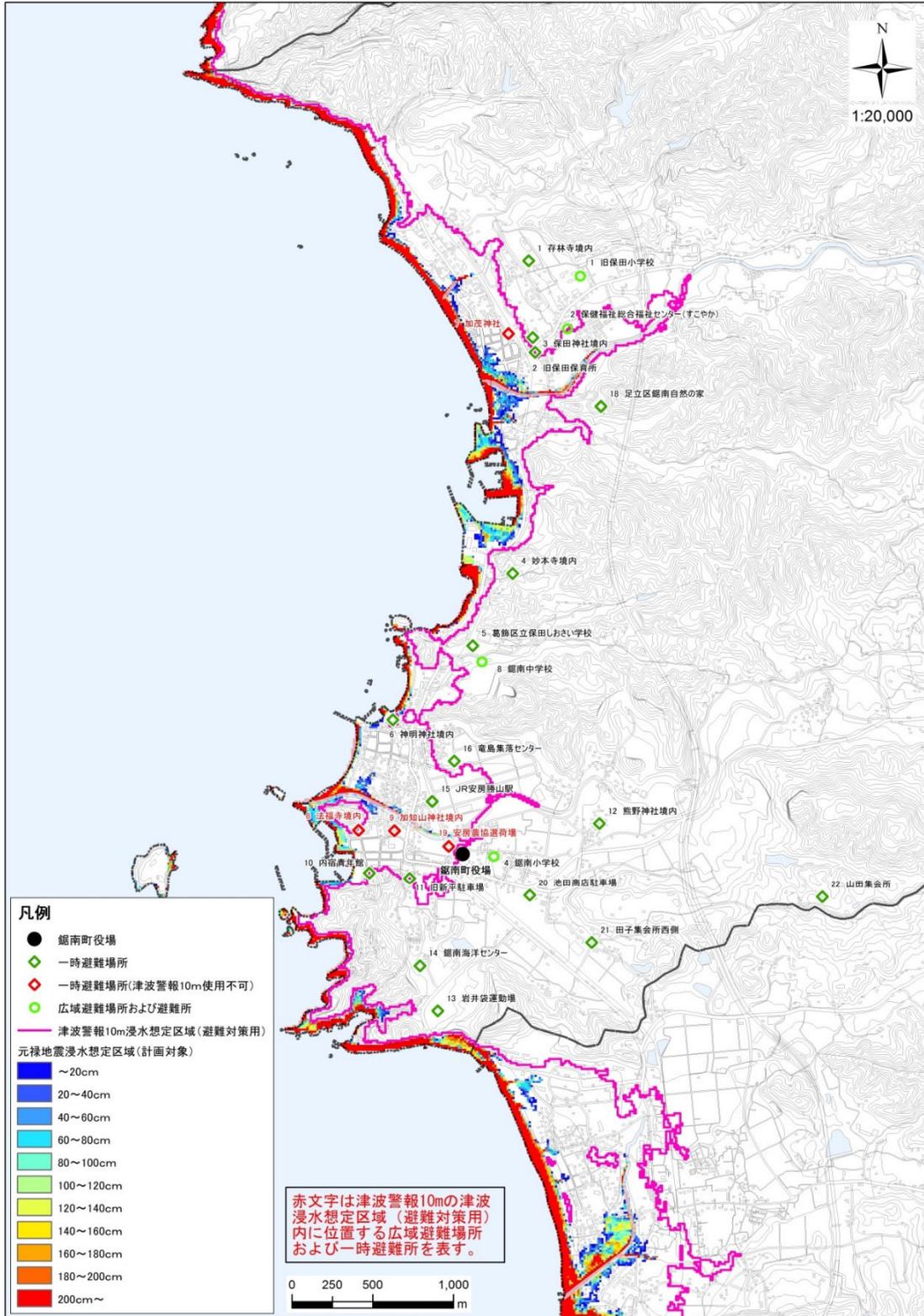


図 1.5.3 計画対象の元禄地震及び避難対策用の津波警報 10m に対する浸水予測

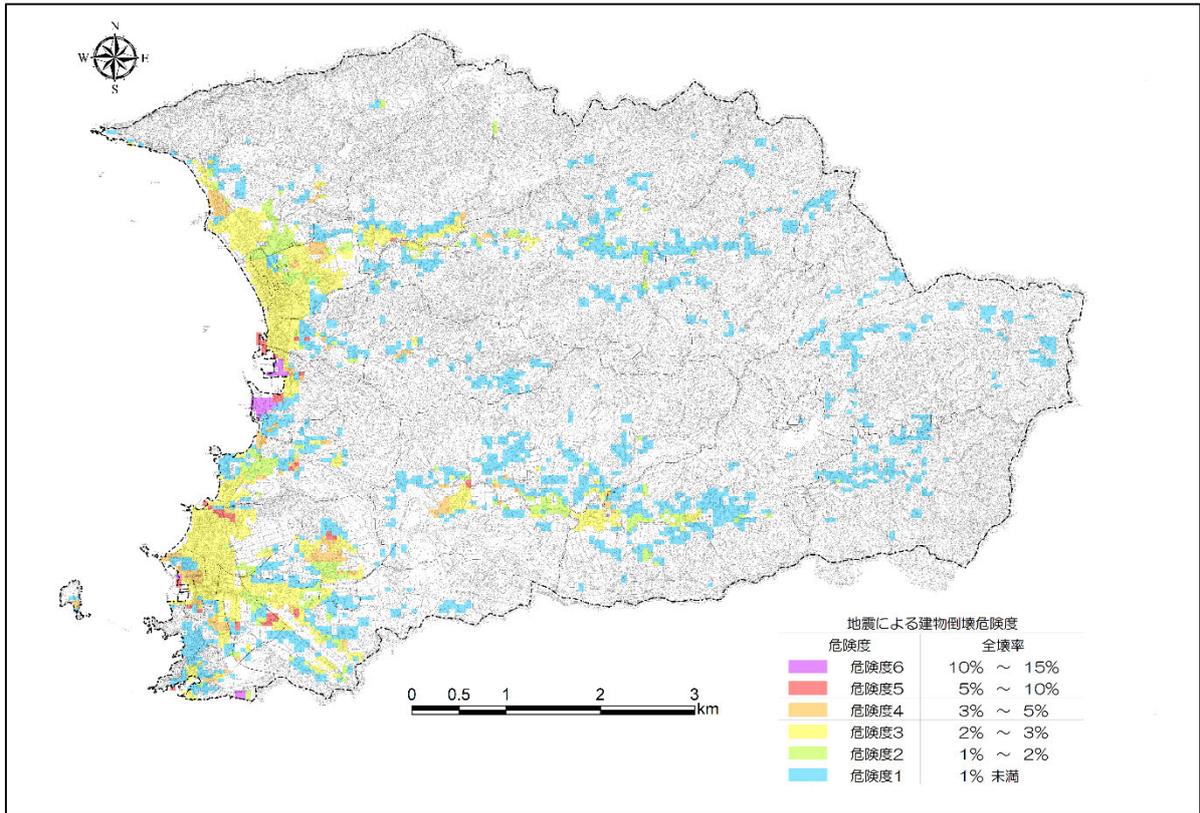
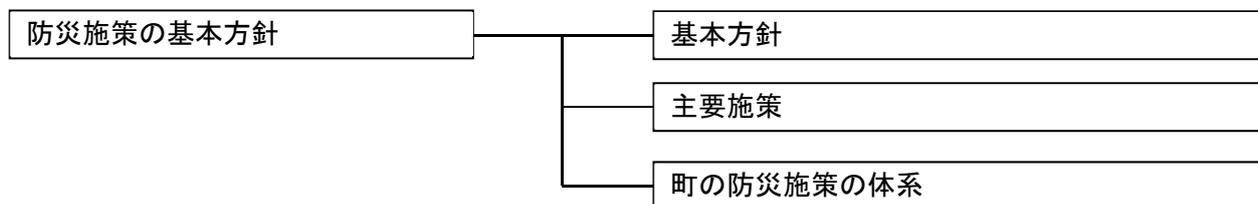


図 1.5.4 計画対象の平成 22 年度鋸南町地震想定調査の建物倒壊危険度(全壊率)

## 第6章 防災施策の基本方針

< 施策の体系 >



### 第1節 基本方針

令和3年(2021年)3月に策定された、鋸南町総合計画(前期基本計画:令和7年度(2025年度))では、「みんなでつくる 三ツ星のふるさと・鋸南」のキャッチフレーズの元、基本目標4「利便性の高い生活しやすいまち」の中で、以下のとおり防災対策の基本方針を決定している。

#### 鋸南町総合計画政策目標

『災害予防体制、危機管理対策、応急体制を強化するとともに、住民の防災意識を高め、災害に備える体制づくりを目指します』

- ・ 地域防災の要となる人材の育成
- ・ 災害時等の情報収集、情報伝達機能の充実
- ・ 指定避難所・災害対策本部の整備
- ・ 避難行動要支援者名簿の整備

また、令和3年3月に策定された鋸南町国土強靱化地域計画では、総合計画の理念等を踏まえ、「次世代につなぐ強くしなやかなふるさと鋸南」をキャッチフレーズに、以下の基本目標を設定している。

#### 鋸南町国土強靱化地域計画の基本目標

< いかなる大規模自然災害が発生しようとも、 >

- I 町民の生命を最大限守ること
- II 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- IV 迅速な復旧復興

これらをふまえ、災害発生時の被害軽減を目標とし、鋸南町地域防災計画の基本方針を以下のとおり定める。

### 鋸南町地域防災計画の基本方針

1. まちの防災機能の向上
2. 応急対応力の強化
3. 地域に根差した防災力の向上
4. 迅速な復旧・復興対策

## 第2節 主要施策

上記方針にもとづき、「災害に強いまちづくり」を実現するために町が取り組む主要施策を以下に示す。

### 1. まちの防災機能の向上

町の自然・社会条件に配慮して地震、津波、高潮、洪水、土砂災害、放射性物質事故、火災等に強いまちづくりを行う。

- (ア) 火災予防、危険物災害予防
- (イ) 道路、河川施設の整備
- (ウ) 避難所等の整備
- (エ) 建物、ライフライン施設の耐震化

### 2. 応急対応力の強化

災害発生時に迅速な対応が可能となるように情報伝達、応急対策、避難所運営、物資輸送等について対応方針を定める。

- (ア) 職員動員体制
- (イ) 災害情報収集・伝達計画
- (ウ) 津波、土砂災害への応急対策
- (エ) 応急避難、要配慮者の避難対策
- (オ) 広報・広聴活動
- (カ) 交通対策・緊急輸送
- (キ) 障害物除去、廃棄物処理計画
- (ク) 医療・救護、保健衛生計画
- (ケ) 飲料水、食糧、生活関連物資の供給
- (コ) ボランティア活動の支援・調整等
- (サ) 帰宅困難者対策
- (シ) 受援計画に基づく対策・応援要請
- (ス) 業務継続計画（BCP）に基づく対策

### 3. 地域に根差した防災力の向上

「自らの身の安全は自らが守る」自助の精神を基本とした上で、地域が協力して安全な避難対応ができるように自主防災組織の育成を支援する。また、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、町民は、災害教訓の伝承等を通じて防災意識の向上に努めるとともに、地域防災の要となる人材の育成を目指す。

さらに、本町は高齢者化率が高いため、地域主体による要配慮者対策を確実に実施するための体制づくりを行う。

- (ア) 防災知識の普及
- (イ) 防災リーダーの育成
- (ウ) 自主防災組織の育成
- (エ) 要配慮者対策
- (オ) 防災訓練の実施

### 4. 迅速な復旧・復興対策

災害時の応急対策、復旧・復興対策を円滑に行うための基本的な考え方、体制を整備する。

- (ア) 迅速なり災証明書の発行
- (イ) 町の復旧・復興の基本方針
- (ウ) 被災者等の生活再建等の支援

### 第3節 町の防災施策の体系

町の総合計画及び国土強靱化地域計画との整合性を図りつつ、前述の主要施策を反映させた施策の体系図を別図に示す。

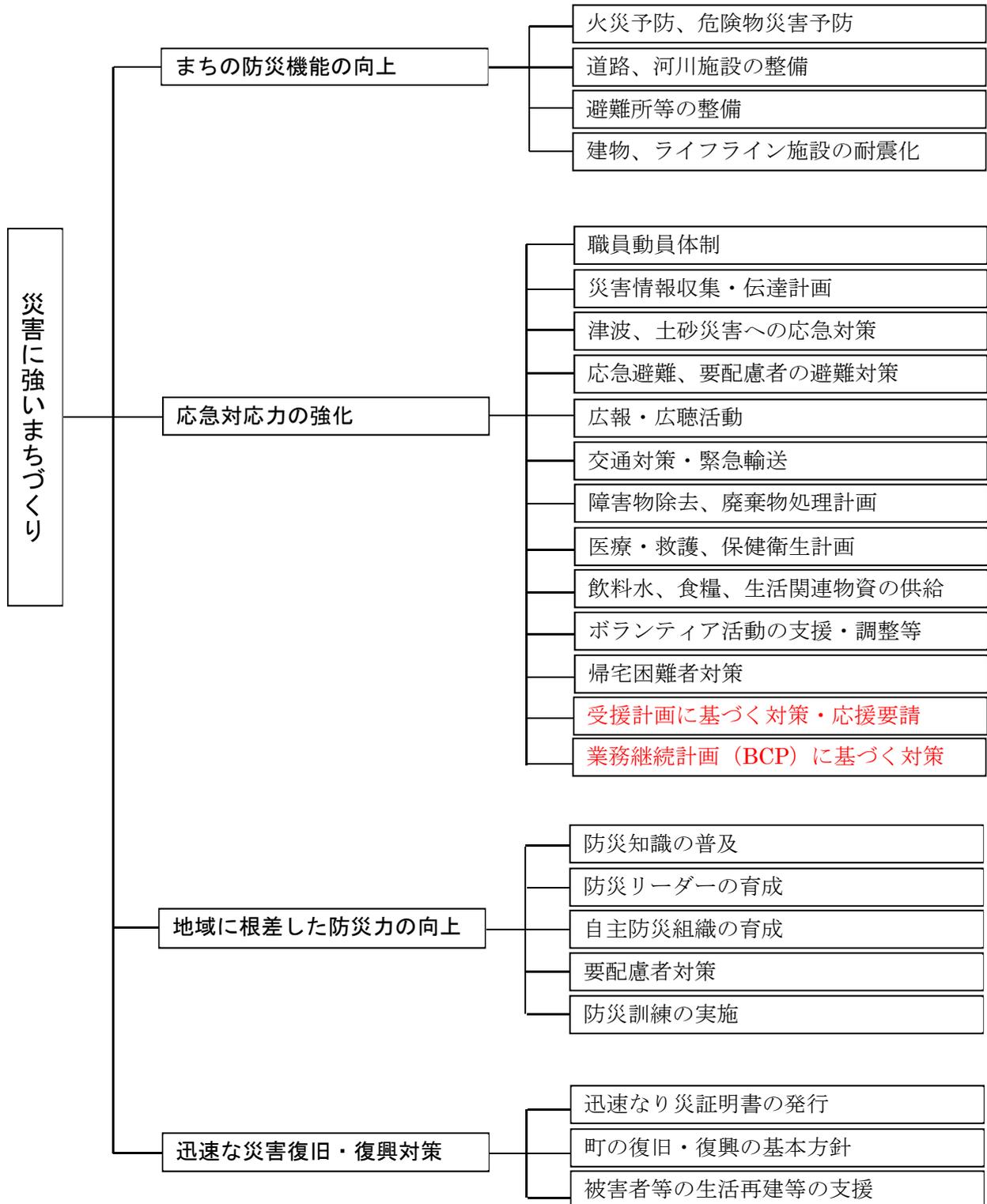
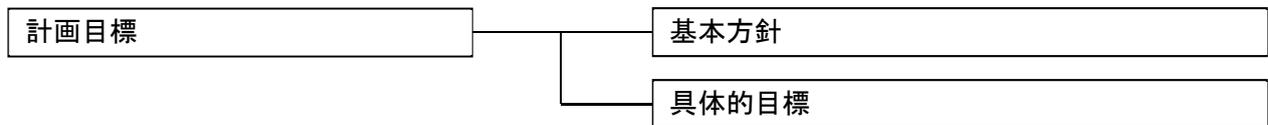


図 1.6.1 防災施策の体系

## 第7章 計画目標

<施策の体系>



### 第1節 基本方針

県は体系的・計画的に地震防災対策の推進を図っていくため、減災目標を設定するとともに、その減災目標を達成するために実施すべき施策を盛り込んだ行動計画である「千葉県地震防災戦略」を策定し、防災対策の着実な推進に取り組んでいる。本町は、「千葉県地震防災戦略」を参考に具体的数値目標等を設定して防災対策の推進を図る。

### 第2節 具体的目標

令和7年度(2025年度)末時点における数値目標を以下のとおり設定し、その達成に向け努力する。

#### 1. 住宅及び特定建築物の耐震化の促進

耐震関連補助事業、耐震相談会の開催等により耐震化を促進する。

【目標】耐震化率：(令和3年現在 → 令和7年度末)

住宅約 64.6% → 95%、特定建築物 61.1% → 概ね完了、公共建築物 90.2% → 概ね完了

#### 2. 地域防災の要となる人材の育成

地域の防災リーダーを育成し、自主防災組織の結成を促すための活動支援や連絡協議会の設立、防災研修の開催などに取り組む。

防災意識の向上を図るため、防災訓練を年1回実施し、開催内容の充実に努める。また、小学校、中学校と連携し、防災学習を開催する。

【目標】自主防災組織のカバー率：76.6% (14団体) → 100%

防災訓練の参加世帯率：22.4% → 50%

自主防災連絡会の定期的な開催

#### 3. 協定内容の定期的な点検

毎年4月に全ての災害協定を締結している機関と協定内容、対応担当者、緊急時の連絡方法等について確認する。

#### 4. 要支援者個別避難計画の作成

避難行動要支援者を的確に把握することを目的に、対象となる町民へ要支援者名簿登録を呼びかけることにより登録率の向上を図るとともに、個別避難計画の策定や避難誘導等の安全対策を推進する。

#### 5. 防災拠点の代替え施設の整備

町役場が被災により使用できなくなる事態を想定し、代替え施設を「鋸南小学校」、「鋸南中学校」、「老人福祉センター(笑楽の湯)」、「海洋センター」に設定し、防災施設機能の整備に努める。

【目標】防災施設機能の整備：テーブル、イス、通信設備、情報ネットワーク(LAN)、PC、ホワイトボード、文房具等の整備